

社会福祉法人招福会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人招福会（以下「本法人」という。）が定める定款第8条及び第21条の規程に基づき、本法人の役員等の報酬並びに費用に関して、法令に定めるもののほか必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において役員とは理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。

- 2 常勤役員とは理事長及び常務理事であって、本法人の運営する施設等へ定期的に勤務する者をいう。
- 3 非常勤役員とは、役員等のうち常勤役員以外の者をいう。

(報酬等)

第3条 この規程における報酬等とは次の各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員に支給する月額報酬、退職慰労金
- (2) 非常勤役員に対する報酬
- (3) 本法人から役員等に対し出張を依頼する際に支給する日当

(費用)

第4条 この規程において費用とは役員等の職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（日当を除く）及び手数料等の経費とし、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬額)

第5条 常勤役員への報酬の総額は年額 15,000,000 円とし、その月額報酬は別表1の常勤役員報酬表に掲げるとおりとし、それぞれの役員の号俸は理事会の承認を経て、理事長が決定する。

(報酬の支給と控除)

第6条 常勤役員の月額報酬の支給日は、毎月 20 日（その日が休日にあたる場合は、その前日においてその日に最も近い休日でない日）とする。また、支給方法は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこととする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

3 非常勤役員及び評議員に対しては、月額報酬、退職慰労金は支給しない。

(退職慰労金)

第7条 常勤役員が退職（死亡した場合を含む。）した場合、別表2の退職慰労金算出表に基づき退職慰労金を支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に

支払うものとする。

(通勤費その他の費用)

第8条 常勤役員には、その通勤の実態に応じて、本法人の職員給与規程に定めるところにより通勤手当を支給するものとする。

2 役員等が、理事会及び評議員会その他これらに類する会議等に出席し、職務の執行に当たって負担する費用についてはこれを支払うものとし、その額は1回当たり3,000円を支給する。

3 非常勤役員が法人の業務で1日勤務した場合には日当10,000円を報酬として支給する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に際し必要な事項は、職員給与規程を準じるものとし、その他必要な事項については理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 常勤役員報酬表 (単位：円)

号俸	月額	年額
1	100,000	1,200,000
2	150,000	1,800,000
3	200,000	2,400,000
4	250,000	3,000,000
5	300,000	3,600,000
6	350,000	4,200,000
7	400,000	4,800,000
8	450,000	5,400,000
9	500,000	6,000,000
10	600,000	7,200,000
11	700,000	8,400,000
12	800,000	9,600,000
13	900,000	10,800,000
14	1,000,000	12,000,000
15	1,100,000	13,200,000

別表2 退職慰労金算出表

勤続年数	金額
1年以上3年未満	月額報酬×勤続年数×2
3年以上7年未満	月額報酬×勤続年数×3
7年以上10年未満	月額報酬×勤続年数×4
10年以上	月額報酬×勤続年数×5